

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 8 - 関東 1 - 1
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 近畿財務局長
 【提出日】 2026年 7 月17日
 【会社名】 株式会社高島屋
 【英訳名】 Takashimaya Company, Limited
 【代表者の役職氏名】 取締役社長 村 田 善 郎
 【本店の所在の場所】 大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号
 【電話番号】 0 6 (6 6 3 1) 1 1 0 1
 【事務連絡者氏名】 執行役員企画本部財務部長 福 岡 収
 【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋 2 丁目12番10号
 【電話番号】 0 3 (3 2 3 1) 8 7 2 1
 【事務連絡者氏名】 執行役員企画本部財務部長 福 岡 収
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 第14回無担保社債（ 3 年債） 20,000百万円
 第15回無担保社債（ 5 年債） 20,000百万円
 第16回無担保社債（ 7 年債） 10,000百万円
 計 50,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2026年 3 月23日
効力発生日	2026年 3 月31日
有効期限	2028年 3 月30日
発行登録番号	8 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 100,000百万円
 （100,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段
 （ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出
 しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社高島屋日本橋店
（東京都中央区日本橋2丁目4番1号）
株式会社高島屋京都店
（京都市下京区四条通河原町西入真町52番地）
株式会社高島屋横浜店
（横浜市西区南幸1丁目6番31号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	株式会社高島屋第14回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年1.913％
利払日	毎年1月24日及び7月24日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2027年1月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月24日及び7月24日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2029年7月24日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2029年7月24日にその残存総額を償還する。 (2) 本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年7月17日
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
払込期日	2026年7月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債権者のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1．当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する株式会社高島屋第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び株式会社高島屋第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、当社が合併により承継した被合併会社の担保付社債を除く。）のために担保提供する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。本社債の社債要項において担保提供とは、当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすること及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約することをいう。 2．担保権を設定した場合の公告 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）

1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

（1）株式会社日本格付研究所（以下JCRという。）

信用格付：A+（シングルAプラス）（取得日 2026年7月17日）

入手方法：JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

（2）株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）

信用格付：A（シングルA）（取得日 2026年7月17日）

入手方法：R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用して、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 振替社債

- （1）本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- （2）社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。
- （3）前(2)に定める請求があった場合に発行される社債券の形式は、無記名式利札付に限り、本社債の社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、当該社債券の分割または併合はこれを行わない。また、当該社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

- （1）当社は、株式会社りそな銀行（以下財務代理人という。）との間に2026年7月17日付株式会社高島屋第14回無担保社債（社債間限定同順位特約付）事務委託契約（以下事務委託契約という。）を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- （2）別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- （3）財務代理人は、事務委託契約の定めに従い、当社のために善良なる管理者の注意をもって本社債に係る事務の取扱を行う。
- （4）財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- （5）財務代理人を変更する場合には、当社は本（注）6. に定める方法により社債権者に公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失し、別記「利率」欄所定の利率で経過利息をつけて、ただちに本社債を償還する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合は本（注）6. に従ってその旨を公告する。

- （1）当社が別記「償還の方法」欄第2項に定める元金の支払いに違背したとき。
- （2）当社が別記「利息支払の方法」欄第1項に定める利息の支払いに違背し、7日を経過してもその履行をできないとき。
- （3）当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項に違背したとき。
- （4）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- （5）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- （6）当社に関する支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、かかる申立が必要な要件を満たさないものであること、もしくは悪意でなされたものであることが明らかな場合にはこの限りではない。
- （7）当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定または特別清算開始の命令を受けたとき。

(8) 当社の株主総会が解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

(9) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

6．社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各１種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

7．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8．社債権者集会

(1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第１号に定める種類をいう。）の社債（以下本種類の社債という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の１以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

9．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（３年債）】

（１）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	12,000	１．引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 ２．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	6,000	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	2,000	
計	-	20,000	-

（２）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	株式会社高島屋第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.368％
利払日	毎年1月24日及び7月24日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2027年1月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月24日及び7月24日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2031年7月24日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2031年7月24日にその残存総額を償還する。 (2) 本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年7月17日
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
払込期日	2026年7月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債権者のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1．当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する株式会社高島屋第14回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び株式会社高島屋第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、当社が合併により承継した被合併会社の担保付社債を除く。）のために担保提供する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。本社債の社債要項において担保提供とは、当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすること及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約することをいう。 2．担保権を設定した場合の公告 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）

1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

信用格付: A+(シングルAプラス)(取得日 2026年7月17日)

入手方法: JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

信用格付: A(シングルA)(取得日 2026年7月17日)

入手方法: R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-6273-7471

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用して、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。
- (3) 前(2)に定める請求があった場合に発行される社債券の形式は、無記名式利札付に限り、本社債の社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、当該社債券の分割または併合はこれを行わない。また、当該社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社は、株式会社りそな銀行(以下財務代理人という。)との間に2026年7月17日付株式会社高島屋第15回無担保社債(社債間限定同順位特約付)事務委託契約(以下事務委託契約という。)を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- (3) 財務代理人は、事務委託契約の定めに従い、当社のために善良なる管理者の注意をもって本社債に係る事務の取扱を行う。
- (4) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (5) 財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)6.に定める方法により社債権者に公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失し、別記「利率」欄所定の利率で経過利息をつけて、ただちに本社債を償還する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合は本(注)6.に従ってその旨を公告する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項に定める元金の支払いに違背したとき。
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項に定める利息の支払いに違背し、7日を経過してもその履行をできないとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項に違背したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社に関する支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、かかる申立が必要な要件を満たさないものであること、もしくは悪意でなされたものであることが明らかな場合にはこの限りではない。
- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
- (9) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

6．社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

7．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8．社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下本種類の社債という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

9．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	12,000	1．引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	6,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,000	
計	-	20,000	-

（2）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

銘柄	株式会社高島屋第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.745％
利払日	毎年1月24日及び7月24日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2027年1月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月24日及び7月24日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2033年7月22日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2033年7月22日にその残存総額を償還する。 (2) 本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年7月17日
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
払込期日	2026年7月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債権者のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1．当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する株式会社高島屋第14回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び株式会社高島屋第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、当社が合併により承継した被合併会社の担保付社債を除く。）のために担保提供する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。本社債の社債要項において担保提供とは、当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすること及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約することをいう。 2．担保権を設定した場合の公告 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）

1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

信用格付: A+(シングルAプラス)(取得日 2026年7月17日)

入手方法: JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

信用格付: A(シングルA)(取得日 2026年7月17日)

入手方法: R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-6273-7471

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用して、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。
- (3) 前(2)に定める請求があった場合に発行される社債券の形式は、無記名式利札付に限り、本社債の社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、当該社債券の分割または併合はこれを行わない。また、当該社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社は、株式会社りそな銀行(以下財務代理人という。)との間に2026年7月17日付株式会社高島屋第16回無担保社債(社債間限定同順位特約付)事務委託契約(以下事務委託契約という。)を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- (3) 財務代理人は、事務委託契約の定めに従い、当社のために善良なる管理者の注意をもって本社債に係る事務の取扱を行う。
- (4) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (5) 財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)6.に定める方法により社債権者に公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失し、別記「利率」欄所定の利率で経過利息をつけて、ただちに本社債を償還する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合は本(注)6.に従ってその旨を公告する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項に定める元金の支払いに違背したとき。
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項に定める利息の支払いに違背し、7日を経過してもその履行をできないとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項に違背したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社に関する支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、かかる申立が必要な要件を満たさないものであること、もしくは悪意でなされたものであることが明らかな場合にはこの限りではない。
- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
- (9) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

6．社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各１種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

7．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8．社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第１号に定める種類をいう。）の社債（以下本種類の社債という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の１以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

9．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

6【社債の引受け及び社債管理の委託（７年債）】

（１）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	6,000	１．引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 ２．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	3,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	1,000	
計	-	10,000	-

（２）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

7【新規発行による手取金の使途】**（１）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
50,000	213	49,787

（注） 上記金額は、第14回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の合計金額であります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額49,787百万円は全額を2026年８月末までに返済期日が到来する借入金の返済資金に充当する予定であります。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第160期（自 2025年 3 月 1 日 至 2026年 2 月28日）
2026年 5 月20日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年 7 月17日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2026年 5 月29日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2026年 7 月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2026年 7 月17日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社高島屋本社

（大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号）

株式会社高島屋日本橋店

（東京都中央区日本橋 2 丁目 4 番 1 号）

株式会社高島屋京都店

（京都市下京区四条通河原町西入真町52番地）

株式会社高島屋横浜店

（横浜市西区南幸 1 丁目 6 番31号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。